

若年ドライバー確保に期待 「準中型免許」スタート

運送業界の最大の課題である人材不足。今後ますます若年層が減少していくため、早急な対応が不可欠です。そこで国では、若い人がドライバーの仕事に従事しやすいように、普通免許の保有を前提とせず18歳で取得できる「準中型免許」を今年3月に新設。これにより、高校新卒者などの積極的な採用に期待がかかります。今月号では、「準中型免許」のポイントや新たな免許区分について見ていきます。



若手の就業間口を広げる「準中型免許」

2015年6月17日に交付された「道路交通法の一部を改正する法律」により、今年の3月12日に新設される「準中型免許」。同免許は、これまでの普通免許と2年以上の運転経験を要する中型免許の間に、新たに設けられたトラックの免許区分です。車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックが該当します。大きな特徴として、18歳から普通免許を持たなくても直接取得が可能になりました。

では次に、なぜ同免許が新設されたのか見てみましょう。今から10年前に中型免許制度が導入された際、普通免許で運転できるトラックは車両総重量5トン未満と定められました。一方、輸送品質向上や荷役作業の省力化のために、保冷設備やパワーゲートなどを装備した車両が増え、2トントラックでも車両総重量

になると5トンを超えるものが増加。従って、このようなトラックを運転するためには中型免許が必要となりますが、年齢や運転経験(20歳以上、普通免許保有2年以上)が求められる中型免許取得のハードルは高く、高校新卒者などの若いドライバーが働く際の壁となっていました。その問題を解決するために導入されるのが「準中型免許」です。

なお、準中型免許の対象となるトラックの最大積載量は、内閣府令で2トン以上4.5トン未満と決められています。最大積載量がこの範囲であっても、車両総重量が7.5トン以上になる場合は中型免許などが必要。同様に、最大積載量が2トン未満であっても、車両総重量が3.5トン以上になる場合は「準中型免許」などが必要です。

普通免許より付加価値のある「準中型免許」

「準中型免許」は、普通免許と同じ18歳から、免許の保有を必要とせず取得できます。教習時間は技能教習が41時間、学科教習が27時間と普通免許より技能教習が7時間、学科教習が1時間それぞれ増えます。

時間と費用は普通免許と比べ多くかかりますが、18歳から車両総重量7.5トン未満のトラックを運転できる「生涯の有益なライセンス」として、高い付加

価値があります。これから入社シーズンを迎え、初めて免許を取得する若いドライバーには、可能な限り「準中型免許」を取得させることが賢明と言えるでしょう。

同免許のポイントと区分を下記に示しました。また詳細につきましては全日本トラック協会のホームページでご確認ください。

準中型免許Q&A 全協協

「準中型免許」のここがポイント!

3月12日
スタート!

準中型免許の
ポイント

- ・18歳で普通免許がなくても取得が可能
- ・車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックが対象
- ・免許取得時の技能教習は普通免許より7時間プラス
- ・現行の普通免許保有者は自動的に「5トン限定準中型免許」に移行
- ・「5トン限定準中型免許」の限定解除教習は4時間

新たなトラックの免許制度

現行制度(3月11日まで)

車両総重量 5トン		車両総重量 11トン	
普通自動車	中型自動車	大型自動車	
普通免許	中型免許	大型免許	
18歳以上	20歳以上 普通免許等保有通算2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算3年以上	

新制度 最初から準中型免許が取得可能

車両総重量 3.5トン		車両総重量 7.5トン		車両総重量 11トン	
普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車		
普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許		
18歳以上	20歳以上 普通免許等保有通算2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算3年以上			

出典:公益社団法人 全日本トラック協会「平成29年3月からトラックの免許が大きく変わります。知っておきたい!準中型免許Q&A」